（附則第二十四条第三項及び第四項において「被保険者等である日」という。）が属する月	総報酬月額相当額（同法	総報酬月額相当額（改正後厚生年金保険法				
		当該退職年金の額の全方公務員共済組合法第三条の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定により平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項